

役員報酬および費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人かものはしプロジェクト定款第19条に基づき、役員及び監事の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 常勤理事とは、団体の日本・海外事務所もしくはそれに相当する活動拠点を主たる勤務場所とする者をいう。

(3) 非常勤理事とは、常勤理事以外の理事をいう。

(4) 報酬は、第3条に定める役員が受ける報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費等の経費とは明確に区分される。

(報酬の範囲)

第3条 理事長に対し、その職務の対価として月額役員報酬を支給することができる。

2. 代表権をもたない理事および監事に対しては、役員報酬を支給しない。

(報酬の支払)

第4条 理事長の役員報酬は、従業員給与水準を考慮し、理事会で報酬額を決定する。

(報酬の支給日)

第5条 役員報酬は、毎月28日に前月分を支給する。支給日が休日に当たるときは、その前の金融機関営業日に支給する。

(非常勤理事の経費精算)

第6条 非常勤理事には下記の通り日当および交通費を実費支給する。

(1) 出張日当

海外出張・日本国内出張規程に基づき支給する。また、総会、理事会等宿泊を伴わない役員業務遂行の際は、同規程に基づき宿泊を伴わない出張終了日と同額を支給する。

(2) 交通費その他の諸経費

実費に基づき支給する。交通費については、主たる勤務場所もしくは自宅から団体が指定する場所までに要した実費とする。

(附則)

1. この規程の改廃は、理事会の決裁を経なければならない。
2. この規程は、平成26年2月11日より施行する。

令和元年10月4日改定

賃金規程

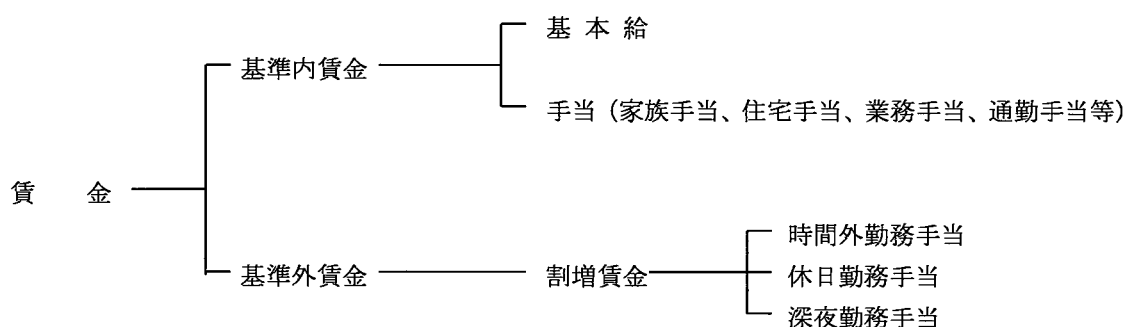
第1章 総則

第1条 (適用範囲)

この規程は、NPO 法人かものはしプロジェクト就業規程に基づき、職員の賃金および賞与について定めたものである。

第2条 (賃金の構成)

賃金の構成は以下のとおりとする。



第3条 (賃金計算期間および支払日)

- 賃金は、当月 1 日から起算し、当月末日を締め切りとした期間（以下、「賃金計算期間」という）について計算し、翌月 28 日に支払う。ただし、当該支払日が休日の場合はその前日に支払うものとする。
- 前項の規定にかかわらず、以下の各号の一に該当するときは職員（第 1 号については、その遺族）の請求により、賃金支払日の前であっても既往の労働に対する賃金を支払う。
 - ①職員が死亡したとき
 - ②職員が退職し、または解雇されたとき
 - ③職員またはその収入によって生計を維持している者が結婚する、出産する、疾病する、災害を被る、または職員の収入によって生計を維持している者が死亡したため臨時に費用を必要とするとき
 - ④前各号のほか、やむを得ない事情があるとディレクター・カンファレンスで認められたとき

第4条 (賃金の支払方法)

- 賃金は本人が指定する金融機関の口座への振り込みにより賃金を支給する。また、以下の各号に掲げるものについては賃金を支払うときに控除する。ただし、3)～5) については、被保険者に限る。
 - 1) 源泉所得税
 - 2) 住民税（市町村民税および都道府県民税）
 - 3) 雇用保険料
 - 4) 健康保険料（介護保険料を含む）
 - 5) 厚生年金保険料
 - 6) 団体の貸付金の当月返済分（本人の申し出による）

第5条 (遅刻、早退または欠勤の賃金控除)

賃金の支払い形態が月給制の場合、遅刻、早退または欠勤により、所定労働時間の全部または一部を

休業した場合は、以下の計算式によりその休業した時間に応じる賃金は支給しない。ただし、この規程または就業規則に別段の定めのある場合はこの限りでない。各種手当のうち通勤手当は欠勤の場合のみ計算に参入する。

①賃金計算期間において、欠勤10日未満の場合

以下の賃金を給与より控除して支給する。

$$\frac{\text{基本給} + \text{各種手当}}{\text{1ヶ月平均所定労働時間 (1ヶ月平均所定労働日)}} \times \text{欠勤時間数 (欠勤日数)}$$

②賃金計算期間において、欠勤10日以上の場合

以下の賃金を日割り支給する。

$$\frac{\text{基本給} + \text{各種手当}}{\text{1ヶ月平均所定労働時間 (1ヶ月平均所定労働日)}} \times \text{出勤時間数 (出勤日数)}$$

第6条 (中途入社または中途退職の賃金計算)

賃金の支払い形態が月給制の場合、賃金計算期間の中途に入社または退職した者に対する当該計算期間における賃金は、以下の計算式により日割り支給するものとする。

$$\frac{\text{基本給} + \text{各種手当}}{\text{1ヶ月平均所定労働日数}} \times \text{出勤日数}$$

第7条 (休職期間中の賃金)

原則として、就業規則に規定する休職期間中は賃金を支給しない。ただし、団体が特に必要と認めた場合は基本給および業務手当を限度として支給することがある。

第2章 基準内賃金

第8条 (基本給)

職員の基本給は月給制または時給制とし、団体と取り交わした労働条件書に基づき支給する。

第9条 (給与改定)

1. 基本給及び諸手当等の給与改定は、毎年予算策定の際に、団体の業績等を査定して決定し、翌年度分より支給開始する。ただし、団体の業績によっては、その時期を延期もしくは見送ることがある。

2. 以下の各号の一に該当する者については給与改定を保留することがある。

- 1) 算定期間中の欠勤日数 30 日を超える者
- 2) 就業規程により懲戒処分を受けた者
- 3) 著しく技能が低い者、または勤務成績ならびに素行不良の者
- 4) 勤続 6 ヶ月未満の者

3. 団体は必要に応じ臨時の給与改定を行なうことがある。

第11条 (住宅手当)

1. 以下の手当を支給する。なお、駐在員については駐在員規程に従う。但し、手当の金額は所定勤務時間に対応した比例付与で支給を行う。

- ・扶養家族を有する者 (もしくはそれに相当する者) 1.5万円

・上記以外の者

1万円

第11条（業務手当）

1. 業務手当は、団体と取り交わした労働条件書に基づき支給する。本手当は定額割増手当（時間外手当等）として支給する。また、兼任や特命業務を担うなどの場合、[理事会]の承認を得た上で業務手当を加減することとする。
2. 時給制のものは支給なしとする。
3. 職員のうち、役割に応じて別途役職手当を支給する。

第12条（家族手当）

1. 以下の条件に該当する場合、扶養手当を支給する。本条の被扶養者とは、法律上の配偶者、異性であるか同性であるかを問わず事実上婚姻関係と同様の事情にある者、所得税法に定める扶養親族及び事実上養子縁組関係と同様の事情にある者のうち、本条2項に記載するものをいう。ただし、18歳未満の子どもは所得税法の基準とする。また、手当の金額は所定勤務時間に対応した比例付与で支給を行う。

・ 扶養者と被扶養者が生計を一にし、扶養者の収入で生計を維持していること

2. 支給額は以下に応じて支払う

- ・ 配偶者又は事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいる場合 1万円
- ・ 子又は事実上養子縁組関係と同様の事情にある者（18歳になる年度の3月31日まで）がいる場合 1人につき5千円

第13条（通勤手当）

1. 通勤手当として運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額を支給する。ただし、非課税枠を限度とする。

①公共交通機関を利用する者 実費相当額

②自転車を利用する場合月額4,100円を上限に支給する

*自宅から最寄駅まで徒歩20分程度（又は距離2km）以上の場合のみ、通勤手当を支給する。

第3章 基準外賃金

第14条（定額割増賃金）

1. 定額の割増手当は、第2条に定める割増賃金であり、時間外労働・休日労働および深夜労働の有無および時間数にかかわらず、業務実体上予測可能な範囲内で業務手当に含む時間数および金額を労働条件通知書により明示し、業務手当として支払うものとする。但し、この手当は賃金の支給形態が月給制の場合のみに適用する。

2. 実際の時間外労働時間数、休日労働時間数および深夜労働時間数に基づいて賃金規程第2条の規定により算出した割増賃金の額が業務手当を超過するときは、その超過額を割増賃金として、業務手当とは別に支給する。
3. 時間外、休日、深夜業務手当の計算は次のように行う。

時間外勤務手当	$\frac{\text{算定基準賃金}}{\text{月平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$
---------	---

休日勤務手当	$\frac{\text{算定基準賃金}}{\text{月平均所定労働時間}} \times 1.35 \times \text{休日労働時間数}$
深夜勤務手当	$\frac{\text{算定基準賃金}}{\text{月平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{深夜労働時間数}$

※1 算定基準賃金とは基準内賃金から家族手当と通勤手当を除いたものをいう。

3. 前項の規定により算出した割増賃金の額が業務手当を超過しないときは、業務手当を支給し、それ以外の割増賃金は支給しない。

第4章 賞 与

第15条 (賞 与)

1. 賞与は年に1-2度、団体の目標達成率、経営状況、次年度の資金需要、職員各人の勤務成績を査定して、ディレクター・カンファレンスで決定し支給する。ただし、業績によっては、賞与の額を縮小または見送ることがある。
2. 夏季賞与は6月の給与支払日、冬季賞与は12月の給与支払日と同日に支給する。
3. 受給対象は日本事務所の無期雇用職員とする。但し、受給条件を満たさない職員は対象外とする。

付 則

この規程は、平成20年5月1日から施行する。

平成26年2月11日改定
平成27年5月22日改定
平成28年5月26日改定
平成29年3月31日改定
令和元年10月4日改定

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人かものはしプロジェクト	事業年度	H31年4月1日～R2年3月31日
-----	----------------------	------	-------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
受取会費	248,100,700 円
受取寄附金	57,753,202 円
受取助成金	68,188,768 円
普及啓発事業収益	119,400 円
受取利息	54,919 円
雑収益	1,098,316 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	375,315,305 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏名	寄附金額	受領年月日
	10,000円	平成31年4月26日
	10,000円	令和元年5月31日
	10,000円	令和元年6月28日
	10,000円	令和元年7月31日
	10,000円	令和元年8月30日
	10,000円	令和元年9月30日
	10,000円	令和元年10月31日
	10,000円	令和元年11月29日
	100,000円	令和元年12月20日
	10,000円	令和元2年12月30日
	10,000円	令和元2年1月31日
	10,000円	令和元2年2月28日
	10,000円	令和元2年3月31日
	200,000円	令和元年7月22日
	2,000円	令和元年9月30日
	2,000円	令和元年10月31日
	2,000円	令和元年11月29日
	2,000円	令和元2年12月30日
	2,000円	令和元2年1月31日
	2,000円	令和元2年2月28日
2,000円	令和元2年3月31日	

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
14	58,858,471円

6 支出した寄附金に関する事項

[⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
なし				円
.				円
.				円
.				円
.				円
.				円
.				円
.				円
.				円
	合 計			円

7 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日]

実施日	使 途	金 額
H.31/04/04	業務委託費(事業) : ██████████	75,900
H.31/04/09	業務委託費(事業) : ██████████	285,581
H.31/04/09	業務委託費(事業) : ██████████	101,738
H.31/04/09	業務委託費(事業) : ██████████	116,977
H.31/04/09	業務委託費(事業) : ██████████	127,544
H.31/04/09	業務委託費(事業) : ██████████ 業務委託費(事業) : ██████████	166,345
H.31/04/12	Pvt. L 業務委託費(事業) : ██████████	131,978
H.31/04/24	業務委託費(事業) : ██████████	66,835
H.31/04/26	業務委託費(事業) : ██████████	198,834
H.31/04/26	業務委託費(事業) : ██████████	1,740,849
H.31/04/26	業務委託費(事業) : ██████████	491,050
R.01/05/07	業務委託費(事業) : ██████████	2,506,333
R.01/05/07	業務委託費(事業) : ██████████	285,906
R.01/05/07	業務委託費(事業) : ██████████	100,441

実施日	使 途	金 額
R.01/05/07	業務委託費(事業) : ██████████	127,377
R.01/05/07	業務委託費(事業) : ██████████	135,466
R.01/05/07	業務委託費(事業) ██████████	133,613
R.01/05/07	業務委託費(事業) : ██████████	56,700
R.01/05/07	業務委託費(事業) : ██████████	28,674
R.01/05/09	業務委託費(事業) : ██████████	18,880
R.01/05/16	業務委託費(事業) ██████████	130,004
R.01/05/20	業務委託費(事業) : ██████████	72,728
R.01/05/21	業務委託費(事業) : ██████████	394,071
R.01/05/21	業務委託費(事業) ██████████	265,889
R.01/05/23	業務委託費(事業) : ██████████	80,500
R.01/05/23	業務委託費(事業) : ██████████	242,688
R.01/05/28	業務委託費(事業) : ██████████	96,000
R.01/05/30	業務委託費(事業) : ██████████ Human Con	269,833
R.01/05/30	業務委託費(事業) ██████████	18,011
R.01/06/07	業務委託費(事業) ██████████	279,943
R.01/06/07	業務委託費(事業) : ██████████	80,633
R.01/06/07	業務委託費(事業) : ██████████	130,381
R.01/06/07	業務委託費(事業) : ██████████	130,274
R.01/06/07	業務委託費(事業) ██████████	98,082
R.01/06/10	業務委託費(事業) : ██████████	108,934
R.01/06/10	業務委託費(事業) : ██████████	81,856
R.01/06/13	業務委託費(事業) : ██████████	40,204
R.01/06/24	業務委託費(事業) : ██████████	1,144,566
R.01/06/24	業務委託費(事業) : ██████████	1,228,216
R.01/06/25	業務委託費(事業) : ██████████	91,530
R.01/06/25	業務委託費(事業) : ██████████	597,542
R.01/06/26	業務委託費(事業) ██████████	15,695

実 施 日	使 途	金 額
R.01/06/27	業務委託費(事業) : ██████████	28,440
R.01/06/28	業務委託費(事業) : ██████████	316,000
R.01/06/28	業務委託費(事業) : ██████████	458,595
R.01/07/01	業務委託費(事業) : ██████████	956,508
R.01/07/03	業務委託費(事業) : ██████	1,929,316
R.01/07/03	業務委託費(事業) : ██████████	5,334,126
R.01/07/03	業務委託費(事業) : ██████████	1,824,971
R.01/07/03	業務委託費(事業) : ██████████	245,750
R.01/07/04	業務委託費(事業) : ██████████	23,850
R.01/07/05	業務委託費(事業) : ██████████	259,032
R.01/07/05	業務委託費(事業) : ██████████	3,029,289
R.01/07/05	業務委託費(事業) : ██████████	286,335
R.01/07/05	業務委託費(事業) : ██████████	33,418
R.01/07/08	業務委託費(事業) : ██████████	105,695
R.01/07/08	業務委託費(事業) : ██████	136,301
R.01/07/08	業務委託費(事業) : ██████████	128,795
R.01/07/08	業務委託費(事業) : ██████████	110,062
R.01/07/08	業務委託費(事業) : ██████████	106,256
R.01/07/08	業務委託費(事業) : ██████████	283,492
R.01/07/09	業務委託費(事業) : ██████████	4,618,670
R.01/07/11	業務委託費(事業) : ██████████	28,800
R.01/07/12	業務委託費(事業) : ██████████	324,053
R.01/07/17	業務委託費(事業) : ██████████	14,400
R.01/07/18	業務委託費(事業) : ██████████	337,896
R.01/07/18	業務委託費(事業) : ██████████	38,160
R.01/07/24	業務委託費(事業) : ██████████	121,315
R.01/07/30	業務委託費(事業) : ██████████	400,000
R.01/08/01	業務委託費(事業) : ██████████	1,819,652

実施日	使 途	金 額
R.01/08/06	業務委託費(事業) : ██████████	104,140
R.01/08/06	業務委託費(事業) : ██████████	92,092
R.01/08/06	業務委託費(事業) : ██████████	125,667
R.01/08/06	業務委託費(事業) : ██████████	117,041
R.01/08/06	業務委託費(事業) : ██████████	92,812
R.01/08/06	業務委託費(事業) : ██████████	245,205
R.01/08/07	業務委託費(事業) : ██████████	223,141
R.01/08/08	業務委託費(事業) : ██████████	68,400
R.01/08/19	業務委託費(事業) : ██████████	4,153,996
R.01/08/19	業務委託費(事業) : ██████████	26,477
R.01/08/20	業務委託費(事業) : ██████████	86,178
R.01/08/21	業務委託費(事業) : ██████████	2,409,910
R.01/08/23	業務委託費(事業) : ██████████	95,980
R.01/08/26	業務委託費(事業) : ██████████	174,967
R.01/08/27	業務委託費(事業) : ██████████	481,476
R.01/09/04	業務委託費(事業) : ██████████	22,797
R.01/09/06	業務委託費(事業) : ██████████	100,608
R.01/09/06	業務委託費(事業) : ██████████	108,290
R.01/09/06	業務委託費(事業) : ██████████	124,769
R.01/09/06	業務委託費(事業) : ██████████	121,004
R.01/09/06	業務委託費(事業) : ██████████	86,199
R.01/09/06	業務委託費(事業) : ██████████	225,174
R.01/09/13	業務委託費(事業) : ██████████	9,300
R.01/09/17	業務委託費(事業) : ██████████	531,185
R.01/09/18	業務委託費(事業) : ██████████	626,630
R.01/09/18	業務委託費(事業) : ██████████	16,882
R.01/09/19	業務委託費(事業) : ██████████	41,114
R.01/09/24	業務委託費(事業) : ██████████	2,578,220

実施日	使 途	金 額
R.01/09/24	業務委託費(事業) ██████████	2,589,772
R.01/09/24	業務委託費(事業) : ██████	1,741,343
R.01/09/24	業務委託費(事業) : ████████████████████	376,478
R.01/09/24	業務委託費(事業) : ██████	228,430
R.01/09/25	業務委託費(事業) : ██████████	210,893
R.01/09/25	業務委託費(事業) : ████████████████████	293,899
R.01/09/26	業務委託費(事業) : ██████████	579,861
R.01/10/02	業務委託費(事業) : ██████████	71,107
R.01/10/02	業務委託費(事業) : ████████████████████	181,084
R.01/10/04	業務委託費(事業) : ██████████	94,860
R.01/10/04	業務委託費(事業) : ████████████████████	104,243
R.01/10/04	業務委託費(事業) : ██████████	125,461
R.01/10/04	業務委託費(事業) : ████████████████████	121,276
R.01/10/04	業務委託費(事業) : ██████████	81,311
R.01/10/04	業務委託費(事業) ██████████	224,194
R.01/10/07	業務委託費(事業) ██████████	90,864
R.01/10/23	業務委託費(事業) : ██████████	39,742
R.01/10/30	業務委託費(事業) ██████████	35,037
R.01/11/07	業務委託費(事業) ██████████	78,500
R.01/11/07	業務委託費(事業) : ██████████	99,088
R.01/11/07	業務委託費(事業) ██████████	108,946
R.01/11/07	業務委託費(事業) : ██████████	137,868
R.01/11/07	業務委託費(事業) : ████████████████████	129,701
R.01/11/07	業務委託費(事業) : ██████████	78,500
R.01/11/07	業務委託費(事業) : ████████████████████	227,964
R.01/11/08	業務委託費(事業) : ████████████████████	192,624
R.01/11/08	業務委託費(事業) : ██████████	17,788
R.01/11/13	業務委託費(事業) : ██████████	24,800

実施日	使 途	金 額
R.01/11/13	業務委託費(事業) : ██████████	445,367
R.01/11/13	業務委託費(事業) : ██████████	565,615
R.01/11/13	業務委託費(事業) : ██████████	17,103
R.01/11/13	業務委託費(事業) : ██████████	1,461,312
R.01/11/14	業務委託費(事業) : ██████████	37,332
R.01/11/15	業務委託費(事業) : ██████████	45,900
R.01/11/15	業務委託費(事業) : ██████████	82,182
R.01/11/18	業務委託費(事業) : ██████████	365,998
R.01/11/20	業務委託費(事業) : ██████████	13,090
R.01/11/26	業務委託費(事業) : ██████████	75,707
R.01/11/29	業務委託費(事業) : ██████████	31,200
R.01/12/05	業務委託費(事業) : ██████████	1,513,600
R.01/12/05	業務委託費(事業) : ██████████	1,900,708
R.01/12/06	業務委託費(事業) : ██████████	680,879
R.01/12/10	業務委託費(事業) : ██████████	78,000
R.01/12/10	業務委託費(事業) : ██████████	100,658
R.01/12/10	業務委託費(事業) : ██████████	112,937
R.01/12/10	業務委託費(事業) : ██████████	127,920
R.01/12/10	業務委託費(事業) : ██████████	120,120
R.01/12/10	業務委託費(事業) : ██████████	78,000
R.01/12/10	業務委託費(事業) : ██████████	283,950
R.01/12/10	業務委託費(事業) : ██████████	173,009
R.01/12/17	業務委託費(事業) : ██████████	9,420
R.01/12/20	業務委託費(事業) : ██████████	32,341
R.01/12/24	業務委託費(事業) : ██████████	62,400
R.01/12/24	業務委託費(事業) : ██████████	426,807
R.01/12/25	業務委託費(事業) : ██████████	11,781
R.01/12/26	業務委託費(事業) : ██████████	25,955

実施日	使途	金額
R.02/01/07	業務委託費(事業) : ██████████	76,500
R.02/01/07	業務委託費(事業) : ██████████	104,346
R.02/01/07	業務委託費(事業) : ██████████	89,199
R.02/01/07	業務委託費(事業) : ██████████	145,951
R.02/01/07	業務委託費(事業) : ██████████	124,657
R.02/01/07	業務委託費(事業) : ██████████	87,559
R.02/01/07	業務委託費(事業) : ██████████	267,848
R.02/01/07	業務委託費(事業) : ██████████	174,228
R.02/01/08	業務委託費(事業) : ██████████	1,112,460
R.02/01/08	業務委託費(事業) : ██████████	2,748,345
R.02/01/10	業務委託費(事業) : ██████████	2,984,454
R.02/01/16	業務委託費(事業) : ██████████	529,105
R.02/01/17	業務委託費(事業) : ██████████	66,813
R.02/01/21	業務委託費(事業) : ██████████	22,120
R.02/01/22	業務委託費(事業) : ██████████	507,295
R.02/01/22	業務委託費(事業) : ██████████	15,073
R.02/01/24	業務委託費(事業) : ██████████	292,831
R.02/01/24	業務委託費(事業) : ██████████	394,571
R.02/01/27	業務委託費(事業) : ██████████	3,059,252
R.02/01/28	業務委託費(事業) : ██████████	240,962
R.02/01/31	業務委託費(事業) : ██████████	170,189
R.02/02/06	業務委託費(事業) : ██████████	179,393
R.02/02/06	業務委託費(事業) : ██████████	251,199
R.02/02/06	業務委託費(事業) : ██████████	5,674,664
R.02/02/06	業務委託費(事業) : ██████████	173,681
R.02/02/06	業務委託費(事業) : ██████████	30,459
R.02/02/10	業務委託費(事業) : ██████████	78,000
R.02/02/10	業務委託費(事業) : ██████████	115,596

実施日	使 途	金 額
R.02/02/10	業務委託費(事業) : ██████████	112,498
R.02/02/10	業務委託費(事業) : ██████████	149,916
R.02/02/10	業務委託費(事業) ██████████	128,993
R.02/02/10	業務委託費(事業) ██████████	103,688
R.02/02/10	業務委託費(事業) : ██████████	255,735
R.02/02/18	業務委託費(事業) ██████████	72,217
R.02/02/19	業務委託費(事業) : ██████████	1,695,293
R.02/02/20	業務委託費(事業) : ██████████	1,664,075
R.02/02/21	業務委託費(事業) ██████████	1,235,161
R.02/03/04	業務委託費(事業) : ██████████	74,500
R.02/03/04	業務委託費(事業) : ██████████	101,618
R.02/03/04	業務委託費(事業) ██████████	100,115
R.02/03/04	業務委託費(事業) : ██████████	137,049
R.02/03/04	業務委託費(事業) ██████████	122,954
R.02/03/04	業務委託費(事業) : ██████████	95,834
R.02/03/04	業務委託費(事業) ██████████	240,467
R.02/03/04	業務委託費(事業) : ██████████	188,065
R.02/03/04	業務委託費(事業) : ██████████	169,860
R.02/03/05	業務委託費(事業) : ██████████	1,162,790
R.02/03/06	業務委託費(事業) : ██████████	32,884
R.02/03/11	業務委託費(事業) : ██████████	221,855
R.02/03/16	業務委託費(事業) : ██████████	228,526
R.02/03/16	業務委託費(事業) : ██████████	1,118,646
R.02/03/23	業務委託費(事業) : ██████████	323,046
R.02/03/25	業務委託費(事業) ██████████	25,703
R.02/03/25	業務委託費(事業) : ██████████	164,953
R.02/03/25	業務委託費(事業) : ██████████	175,820
R.02/03/26	業務委託費(事業) : ██████████	2,291,923

実 施 日	使 途	金 額
R.02/03/31	業務委託費(事業) : ██████████	1,755,460
R.02/03/31	業務委託費(事業) : ██████████	3,398,140

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人かものはしプロジェクト	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		<input checked="" type="checkbox"/>

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
①	平成31年4月1日～令和2年3月31日	6人	0人	0%	2人	33.3%
②	年月日～年月日	人	人	%	人	%
③	年月日～年月日	人	人	%	人	%
④	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑤	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		0人	0人	0%	0人	0%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

(注2) ③及び④については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

(例) 33.333...% → 33.3%

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表 (第3表) は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表 (次葉)

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	<input checked="" type="checkbox"/> はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	<input checked="" type="checkbox"/> はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑」から「㉕」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に正会員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「 <u>はい</u> 」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「 <u>はい</u> 」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
二の各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでない支出」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでない支出」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人かものはしプロジェクト	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員数		6人	人	人	人	人	0人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	0人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		2人	人	人	人	人	0人

役員 の 内 訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況						申請時	就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕			
齋藤 早耶香		理事		○							平成 16年9月22日就任
本木 恵介		理事		○							平成 16年9月22日就任
青木 健太		理事		○							平成 16年9月22日就任
樋口 哲朗		監事		○							平成 25年6月23日就任
伊藤 健		理事		○							平成 25年6月23日就任
山本 龍太朗		監事		○							平成 28年6月25日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名		特定非営利活動法人かものはしプロジェクト		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間	
現金出納帳	EXCEL 使用 ルーズリーフ	随時	7年	
総勘定元帳	会計ソフト (ソリマチ会計王) 使用 ルーズリーフ	随時	7年	
仕訳日記帳	会計ソフト (ソリマチ会計王) 使用 ルーズリーフ	随時	7年	
固定資産台帳	EXCEL 使用 ルーズリーフ	随時	7年	
棚卸資産台帳	EXCEL 使用 ルーズリーフ	随時	7年	
給与台帳	給与計算ソフト (cells 給与) 使用 ルーズリーフ	毎月	7年	

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

独立監査人の監査報告書

2020年6月10日

特定非営利活動法人かものはしプロジェクト

代表理事 本木 恵介 殿

代表社員

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、特定非営利活動法人かものはしプロジェクトの2019年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表等、すなわち、活動計算書、貸借対照表並びに財産目録について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表等が、すべての重要な点において、財務諸表の注記に記載された会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、特定非営利活動法人かものはしプロジェクトから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項—財務諸表等作成の基礎

財務諸表の注記に記載されているとおり、財務諸表等は、所轄庁へ提出するために、「NPO法人会計基準」の規定に従い作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財務諸表の注記に記載された会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し、また、財務諸表等の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。理事者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続企業的前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、特定非営利活動法人かものはしプロジェクトの財務報告プロセスの整備及び

運用における理事者の業務執行の状況を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続法人を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する注記がなされている場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、特定非営利活動法人かものはしプロジェクトは継続法人として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、財務諸表の注記に記載されているとおり、「NPO法人会計基準」の規定に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

特定非営利活動法人かものはしプロジェクトと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

認定基準等チェック表 (第4表)

(初業)

法人名	特定非営利活動法人かものはしプロジェクト					チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること						✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと						
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと						
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること						
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること						
イ						
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ						
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡のときにおける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次業) (ハ及びニ)」の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人かものはしプロジェクト	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		同 意 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金等の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が20万円以下の場合に限る。)におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	① 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し ② 海外への送金又は金銭の持出し(その金額が20万円以下のものを除く。)を行う場合には事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人かものはしプロジェクト
-----	----------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄				
	○				
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
①	②	③	④	⑤	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
③ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。					

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成	年	月 日

(注意事項)

- 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人かものはしプロジェクト	チェック欄
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		✓
1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合		
イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの		
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
ニ 暴力団の構成員等 ^(注2)		
2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人		
3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人		
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。		
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人		
6 次のいずれかに該当する法人		
イ 暴力団		
ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無

2	認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	----------------------------------	----------------------------------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	---------------------------	----------------------------------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	---	----------------------------------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ